

第53回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社DTS

業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、以下のとおり決議しています。

内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令および定款を遵守し、業務の適正を確保するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下の考え方のもと内部統制システム構築に関する体制を整備し、適切に運用するとともに、環境の変化に応じその継続的改善に努めるものとする。

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ② 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。
- ③ 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ④ 内部統制推進部門を設置し、内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ⑤ 事業活動から独立した立場で内部監査を行う部門として監査室を設置し、監査室は、内部統制システム構築に関する体制整備の実行状況を監視するとともに、改善が必要な場合には指摘を行う。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性確保への適切な取り組みを行う。

内部統制システムに関する個別体制

(1) 当社の取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- ② 「DTSコンプライアンス・ガイド」を定め、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営に当たるよう、研修等を通じて指導する。
- ③ 「DTSグループ行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との結びつきを、断固として排除する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について当社の社員等が相談および通報を行う手段として「ヘルpline」を設ける。
- ⑤ 監査室は、年間の監査計画を作成するとともに、事業活動から独立した立場で内部監査を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために必要な規程および体制を整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報の取り扱いは「情報資産管理規程」に定め、同規程に従い検索性の高い状態で保存し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 役員および社員の職務執行に必要な情報の保存、管理および有効活用のため、社内情報システムを整備

する。

- ③ 情報の管理に関しては、情報セキュリティについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、情報セキュリティに関する体制を整備する。なお、個人情報保護に関しては基本方針およびガイドラインを定め対応する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は「リスク管理規程」「危機管理規程」を定め、同規程に基づき代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- ② 経営会議で協議のうえ、代表取締役社長が指名するサステナビリティに関する取り組みを統括する責任者を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ課題に関するリスク、機会を特定し、取り組みの計画および評価を行う。
- ③ 経営会議で協議のうえ、代表取締役社長が指名するリスク管理を統括する責任者を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社的なリスクマネジメント体制およびオペレーションリスクの管理を行う。また、リスクの発生の有無について継続的に監視を行う。
- ④ 大規模災害等の発生に対しては、緊急時の対応を定めるとともに、事業の継続を確保するための規程および体制を整備する。
- ⑤ 経営会議で協議のうえ、代表取締役社長が指名するプロジェクト開発を統括する責任者を議長とする「プロジェクト推進会議」を設置し、所定の基準に該当するプロジェクトについては、受注可否の審議やサービス開始判定等を行うことにより効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。
- ⑥ 代表取締役社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、サイバーセキュリティを主とした対策方針の審議や対応状況の報告、個人情報保護や災害対策等を含む情報セキュリティ全般に関する審議や報告を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は「職務権限規程」を定め、同規程に基づき代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- ② 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な業務を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- ③ 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき、短期計画として事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。
- ④ 業務執行の方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会議」を設置する。また業績目標に対する実績管理を行うため、「経営会議」において月次業績を報告する。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するため子会社所管部門を設置し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導および助言を行う。
- ② 子会社の非常勤役員として配置された者は、当社の子会社所管部門と連携のうえ、子会社における法令の遵守および業務の適正を確保するため、指導および助言を行う。
- ③ グループ横断的な会議を開催することにより、グループ間の情報共有化を図り、業務の適正を確保する。

(6) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社に対し「関係会社管理規程」を設け、特定の事項について取締役会決議前に当社に承認を求め、または提出もしくは報告することを義務付けるとともに、所定の基準に該当するものについては当社取締役会付議事項とする。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスクマネジメント委員会は、子会社の問題点とこれに対する対応計画を把握し、当計画の進捗状況について定期的に報告を受ける。また同委員会は子会社でのリスク発生について継続的に監視を行う。
- ② 所定の基準に該当する子会社のプロジェクトについては、当社のプロジェクト推進会議において、受注可否の審議やサービス開始判定等を行い、効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の事業推進においては、各社の社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。ただし特定の事項については、当社の「関係会社管理規程」の定めに従うものとする。
- ② 当社は、当社および子会社で共有する目標を定め浸透を図る。子会社はこの目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画に基づき、短期事業計画と予算を設定し、当社へ定期的に報告する。

(9) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「DTSコンプライアンス・ガイド」を子会社に展開し指導および助言を行う。
- ② 法令上疑義のある行為等について子会社の社員等が相談および通報を行う手段として「グループ・ヘルpline」を設ける。

(10) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項

- ① 監査等委員会は、その職務を補助する社員に対し、監査の実施に必要な事項を指揮命令することができる。

(11) 前号の社員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき社員の人事異動、人事考課等については監査等委員会の意見を尊重する。

(12) 監査等委員会を補助する社員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会より、監査の実施に当たり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は監査等委員でない取締役等の指揮命令を受けない。

(13) 監査等委員でない取締役および社員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会が選定する監査等委員（以下「選定監査等委員」という。）は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席することができる。
- ② 選定監査等委員は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ監査等委員でない取締役および社員の説明を求めることができる。
- ③ 監査等委員でない取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員会に報告する。
- イ. 会社に著しい損害もしくは著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項
ロ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
ハ. コンプライアンス上重要な事項
二. その他上記イ. からハ. に準じる事項
- ④ 社員は前項イ. から二. に関する重大な事実を発見した際は、監査等委員会に直接報告することができる。

- (14) 子会社の取締役および社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ① 当社の選定監査等委員は、子会社に対する事業計画ヒアリング等に出席することができる。
 - ② 当社の選定監査等委員は、子会社の文書を閲覧し、必要に応じ子会社の取締役等に説明を求めることができる。
 - ③ 以下に定める事項を発見した子会社の取締役、および社員等またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会に直接報告することができる。
 - イ. 会社に著しい損害もしくは著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
 - ハ. コンプライアンス上重要な事項
 - 二. その他上記イ. からハ. に準じる事項
- (15) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 通報者の保護および守秘義務を明示した、「内部通報制度運用規程」を定める。なお社員等が閲覧できる環境を整備する。
- (16) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員が定める監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的に発生した事象に対応するために必要な費用については、前払いまたは償還できることとする。
- (17) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人のそれぞれと隨時意見交換会を開催することができる。
 - ② 監査等委員会は、適切な職務執行のため、子会社取締役・子会社監査役との意思疎通、情報交換を行うことができる。
 - ③ 監査等委員会は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 法令および定款に適合するための体制

当社およびグループ各社は、役員、社員、パートナー企業社員を対象としたコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行うとともに、内部通報窓口を設置し、適切に運用しています。

役員および社員の職務執行に必要な情報の管理に関しては情報セキュリティ、個人情報保護に関する体制を整備し「情報資産管理規程」に基づき適切に運用を行っています。

(2) リスク管理体制

当社は、企業価値を維持・増大していくことを目的として、事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し全社のリスク管理方針を策定するため「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社的なリスクマネジメントの体制や全社で対応するリスク管理についての審議、各部門、各部署からのリスクマネジメント報告の承認などを行っています。また、グループのリスクマネジメントの対応状況の報告を受け、必要に応じグループ会社に対策を指導しています。

リスクマネジメント委員会の下にリスク統括部署、リスク所管部署を設け、リスクの性質により分割した区分ごとに、リスクに対する内部統制の体制・運用のモニタリングや、必要な支援・助言・監督などを行っています。

(3) 取締役の職務執行

当社は、2024年度において取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令・定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。グループ会社に関する事項については「関係会社管理規程」を定め、適切に対応しています。また、当社では役付執行役員制度を導入しており、取締役会による意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を区分し、迅速かつ適確に業務執行が行える経営体制を確保しています。さらに取締役会の定める経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、「経営会議」を30回開催し、業務執行の方針および計画、その他重要事項を協議しています。

(4) 監査等委員会の職務執行

社外取締役を含む監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めています。2024年度において監査等委員会は13回開催しています。

また、代表取締役社長と2回の会合を実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行いました。加えて、グループ会社の監査役等とも定期的に意見交換を行い、連携してグループ各社の監査を実施しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,113	4,992	57,396	△8,527	59,973
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△4,593		△4,593
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			10,635		10,635
自 己 株 式 の 取 得				△10,999	△10,999
自 己 株 式 の 処 分		89		149	239
自 己 株 式 の 消 却		△14,965		14,965	—
利 益 剰 余 金 から 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		14,875	△14,875		—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△8,833	4,115	△4,717
当 期 末 残 高	6,113	4,992	48,562	△4,412	55,255

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,563	70	662	2,296	1,132	63,402
当期変動額						
剰余金の配当						△4,593
親会社株主に帰属する 当期純利益						10,635
自己株式の取得						△10,999
自己株式の処分						239
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	162	192	153	509	151	660
当期変動額合計	162	192	153	509	151	△4,057
当期末残高	1,726	263	816	2,805	1,283	59,344

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称

株式会社DTSインサイト

デジタルテクノロジー株式会社

Partners Information Technology, Inc.

日本SE株式会社

株式会社DTS WES

株式会社アヴァンザ

株式会社九州DTS

株式会社東北システムズ・サポート

前連結会計年度において、当社の連結子会社でありましたアイ・ネット・リリー・コーポレーション

株式会社は、2024年4月1日付で、デジタルテクノロジー株式会社を存続会社とする吸収合併により

消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社DTSパレット

株式会社東北アドバイザー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

持分法を適用しない非連結子会社

株式会社DTSパレット、株式会社東北アドバイザー

持分法を適用しない関連会社

スパイスファクトリー株式会社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりです。

12月31日 8社

1月31日 1社

3月31日 7社

- (2) 連結計算書類作成にあたっては、12月31日および1月31日を決算日とする連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。
- (3) 2024年3月31日に連結子会社化しました株式会社東北システムズ・サポートは、当連結会計年度より12月末日に決算期を変更しています。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2024年4月1日から2024年12月31日までの9か月間を連結しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
なお、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により算定しています。

(ロ) 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産

(イ) 商品及び製品……… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(ロ) 仕掛品……… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(ハ) 原材料……… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(二) 貯蔵品……… 最終仕入原価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～47年

工具、器具及び備品 2年～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しています。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後、主として3年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しています。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（10年）にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

(3) 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以

下のとおりです。

① システム開発

システム開発は、プロジェクトの進捗によって履行義務が充足されると判断しており、原価比例法で収益を認識しています。

② SEサービス

SEサービスは、提供された役務に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約および提供された役務の実績に従い収益を認識しています。

③ 保守その他のサービス

保守その他のサービスは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しています。

④ 製品および商品

製品および商品は、引渡時点において顧客が製品および商品に対する支配を獲得することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しています。ただし、国内の販売のうち一部については、出荷時から当該製品および商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷基準で収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（5～20年）にわたり定額法により償却を行っています。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	125,908
(うち、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識した収益)	16,129

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、受注制作ソフトウェア開発等の成果物引き渡し義務を負う一定の請負契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして当連結会計年度末までの履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、その進捗度に応じて収益を認識する方法を適用しています。当該進捗度は、プロジェクトの原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しています。

② 主要な仮定

原価総額は、原則として契約ごとの作業内容および工数を要員別の単価に乘じることで合理的に見積もっています。

当社は、収益総額が一定以上または必要と認めたプロジェクトの受注可否を審議することやプロジェクトの進捗状況を定期的にモニタリングすることを目的としたプロジェクト推進会議を設置しており、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、原価総額を見直しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、発生原価と見積原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって実績と見積りが乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
受注損失引当金	27

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しています。

個別受注契約のプロジェクトにおいて、原価総額が収益総額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積ることができる場合に、将来の損失見込額を受注損失引当金として算出しています。

② 主要な仮定

原価総額は、原則として契約ごとの作業内容および工数を要員別の単価に乗じることで合理的に見積もっています。

当社は、収益総額が一定以上または必要と認めたプロジェクトの受注可否を審議することやプロジェクトの進捗状況を定期的にモニタリングすることを目的としたプロジェクト推進会議を設置しており、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、原価総額を見直しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、発生原価と見積原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見積もった将来の損失見込額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって実績と見積りが乖離した場合は、当社グループの損益に影響を与える可能性があります。

3. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	4,988

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループののれんは、取得時に期待した将来の超過収益力です。当該取得時の将来事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化していると判断した場合には、のれんを含む資産グループに減損の兆候があると判断し、将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識要否を判定しています。その結果、減損損失を認識すべきと判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

なお、当連結会計年度において、「注記事項（連結損益計算書に関する注記）3.減損損失」に記載のとおり、のれんについて減損損失138百万円を計上しています。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、受注見込みに基づく売上高及び売上高成長率です。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、将来の企業環境の変化等により重要な変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,097百万円

2. 偶発債務

当社の特定の海外子会社において、過年度にて公務員とみなされる個人等に対し不適切な支払いがなされ、それらが現地の汚職防止法等の法令違反となり得ることが認識されたことから、将来現地当局による調査や起訴に至る可能性はあるものの、現時点では不確実な状況です。また、現時点で当局から課される罰金や課徴金の見積りにあたっても不確定要素が多く、具体的な将来の損失額を合理的に見積もることが困難です。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、27百万円です。

2. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費は、168百万円です。

3. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
本社 (東京都中央区)	事業用資産および共用資産	ソフトウェア	110
Partners Information Technology, Inc. (米国・カリフォルニア州)	—	のれん	138

当社グループは、原則として、会社を基本単位として資産のグルーピングを行っています。また、事業撤退等の意思決定を行っている資産、遊休資産等については、個別にグルーピングを行っています。

当社の事業撤退の方針が決定したソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額することとした。なお、回収可能価額は使用価値により測定しています。

当社の連結子会社であるPartners Information Technology, Inc.の株式取得時に超過収益力を前提にのれんを計上していましたが、当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損の兆候を認識し、帳簿価額全額を減損損失に計上しています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1.	46,854,132	—	5,356,100	41,498,032
自己株式				
普通株式 (注) 2.3.	3,956,824	2,658,448	5,413,267	1,202,005

- (注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少5,356,100株は、自己株式の消却による減少5,356,100株です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,658,448株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,656,100株、譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う無償取得による増加93株、社員持株会向け譲渡制限付株式交付としての無償取得による増加2,209株および単元未満株式の買取による増加46株です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少5,413,267株は、自己株式の消却による減少5,356,100株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少7,179株および社員持株会向け譲渡制限付株式交付としての自己株式の処分による減少49,988株です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,488	58	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年10月29日 取締役会	普通株式	2,105	50	2024年9月30日	2024年11月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しています。

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,102	利益剰余金	77	2025年3月31日	2025年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを原則とし、資金の調達が必要な場合には、主に銀行からの借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクを内包しています。

有価証券および投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および余資運用目的の社債であり、市場価格の変動リスクを内包しています。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用調査等による財務状況等の把握を通じて信用リスクの低減を図っています。

② 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新し、事業運営に必要な手許流動性を持続的に確保するための管理を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券および投資有価証券（注）2.	6,944	6,944	—
資産計	6,944	6,944	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、「短期借入金」「長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）」「社債（負債）」は重要性が乏しいことから記載を省略しています。

2. 市場価格のない株式等は、「有価証券および投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	775

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しています。当該出資の連結貸借対照表計上額は324百万円です。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	3,697	—	—	3,697
社債	—	3,148	—	3,148
投資信託	—	98	—	98
資産計	3,697	3,247	—	6,944

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

投資信託は市場における取引価格はないものの、解約または買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
サービス	42,288
SI・開発	77,134
プロダクト	6,485
顧客との契約から生じる収益	125,908
外部顧客への売上高	125,908

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社および連結子会社は、サービス、SI・開発、プロダクトの販売を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しています。

① サービス

サービスの提供を収益の源泉とする取引には、ソフトウェアプロダクトの開発・販売、ITアウトソーシング、クラウド関連サービス、その他の役務を提供する取引が含まれます。

上記取引のうち、提供された役務に応じて履行義務が充足されると判断しているものは、契約および提供された役務の実績に従い収益を認識しています。時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているものは、役務を提供する期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しています。

② SI・開発

SI・開発の提供を収益の源泉とする取引には、システム開発および自社開発ソリューションの導入、ソフトウェア保守開発が含まれます。

上記取引は、主に、プロジェクトの進捗によって履行義務が充足されると判断しており、原価比例法で収益を認識しています。

③ プロダクト

プロダクトの提供を収益の源泉とする取引には、特定のハードやソフトウェアの使用権など、既定の財・サービスを販売・提供する取引が含まれます。

上記取引は、主に、引渡し時点において顧客が製品および商品に対する支配を獲得することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しています。ただし、国内の販売のうち一部については、出荷時から当該製品および商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷基準で収益を認識しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	20,132	20,581
契約資産	2,201	3,265
契約負債（前受金）	1,249	1,203

契約資産は、主に、顧客との請負契約等について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の財またはサービスに係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する

当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該財またはサービスに係る対価は、顧客との契約に基づき検収された時点で請求し、主として1ヶ月以内に受領しています。

契約負債は、主に、保守サービス契約に基づき顧客から受領した前受金で、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、895百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	37,040
1年超	2,291
合計	39,331

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,440円87銭
1 株当たり当期純利益	253円80銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得および消却

当社は、2025年5月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

1 自己株式の取得および消却を行う理由

成長投資の機会、資本の状況および市場環境などを総合的に勘案し、中期経営目標としてのキャッシュアロケーションの実現、資本効率向上並びに株主の皆様への一層の利益還元を図るため、自己株式の取得および消却を実施いたします。

2 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

750,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

2,500百万円（上限）

(4) 取得期間

2025年5月2日から2025年7月31日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

（証券会社による投資一任方式および自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3））

3 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の数

上記2で取得した自己株式の全株式数

(3) 消却予定日

2025年8月13日

(その他の注記)

端数処理

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	オープン イノベーション 促進積立金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	6,113	6,190	—	6,190	411	—	11,170	38,648	50,230
当期変動額									
剰余金の配当								△4,593	△4,593
当期純利益								9,802	9,802
自己株式の取得									
自己株式の処分			89	89					
自己株式の消却			△14,965	△14,965					
利益剰余金から資本剰余金への振替			14,875	14,875				△14,875	△14,875
オープンイノベーション 促進積立金の積立					62		△62	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	62	—	△9,729	△9,666
当期末残高	6,113	6,190	—	6,190	411	62	11,170	28,919	40,563

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他の有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△8,527	54,006	1,563	1,563	55,570
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当		△4,593			△4,593
当 期 純 利 益		9,802			9,802
自 己 株 式 の 取 得	△10,999	△10,999			△10,999
自 己 株 式 の 処 分	149	239			239
自 己 株 式 の 消 却	14,965	—			—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—
オープningノベーション 促進積立金の積立		—			—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			162	162	162
当 期 変 動 額 合 計	4,115	△5,550	162	162	△5,388
当 期 末 残 高	△4,412	48,455	1,726	1,726	50,181

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式および関連 会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。
- (2) その他有価証券
- ① 市場価格のない株式等 以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
なお、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により算定しています。
- ② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。
- (2) 仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。
- (3) 貯 蔵 品 最終仕入原価法を採用しています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 3年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しています。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（10年）にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可

能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
- (3) 役 員 賞 与 引 当 金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
- (4) 受 注 損 失 引 当 金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しています。
- (5) 退 職 紙 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっています。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
- (6) 関係会社債務保証損失引当金 関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。
- (7) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) システム開発

システム開発は、プロジェクトの進捗によって履行義務が充足されると判断しており、原価比例法で収益を認識しています。

(2) SEサービス

SEサービスは、提供された役務に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約および提供された

役務の実績に従い収益を認識しています。

(3) 保守その他のサービス

保守その他のサービスは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しています。

(4) 製品および商品

製品および商品は、引渡時点において顧客が製品および商品に対する支配を獲得することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
売上高	86,263
(うち、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識した収益)	14,147

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1.一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識する収益」の内容と同一です。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,394百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	237百万円
長期金銭債権	184百万円
短期金銭債務	1,052百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	239百万円
外注費	3,904百万円
その他の営業取引高	3,161百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,005百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,956,824	2,658,448	5,413,267	1,202,005

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,658,448株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,656,100株、譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う無償取得による増加93株、社員持株会向け譲渡制限付株式としての無償取得による増加2,209株および単元未満株式の買取による増加46株です。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5,413,267株は、自己株式の消却による減少5,356,100株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少7,179株および社員持株会向け譲渡制限付株式交換としての自己株式の処分による減少49,988株です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	801百万円
賞与引当金	794百万円
未払事業税	154百万円
退職給付引当金	146百万円
未払費用（社会保険料）	125百万円
ソフトウェア	116百万円
資産除去債務	101百万円
譲渡制限付株式交付	90百万円
投資有価証券	49百万円
譲渡制限付株式報酬	25百万円
その他	86百万円
繰延税金資産合計	2,492百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△735百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△66百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△802百万円
繰延税金資産の純額	1,689百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割	0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.3%
税額控除	△1.0%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,245円32銭
1 株当たり当期純利益	233円93銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得および消却

当社は、2025年5月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

なお、詳細については、連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりです。

(その他の注記)

端数処理

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。